

令和3年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

新たな認証制度「（仮称）かわさきスポーツアンバサダー」について

資料1 新たな認証制度「（仮称）かわさきスポーツアンバサダー」について

資料2 「（仮称）かわさきスポーツアンバサダー」認証制度実施要綱（案）

市 民 文 化 局

（令和3年10月5日）

1 概要・目的(第1条)

○本市には「かわさきスポーツパートナー」の要件は充足していないものの、本市を拠点に競技活動を実施し、国際・国内大会等で良好な成績を収めるとともに、意欲的に地域活動に取り組んでいるスポーツ団体等も存在しています。こうしたスポーツ団体等からの申請に基づき、競技活動及び地域活動の実績等を審査した上で「(仮称)かわさきスポーツアンバサダー」として認証するものです。

○新たに認証制度を創設することにより、認証団体等が本市を拠点として継続的に競技活動を実施していただくとともに、より意欲的に地域活動に取り組んでいただけることが期待できます。併せて、地域全体が一丸となり、誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことのできる「スポーツのまち・かわさき」の推進を図ることも目的としています。

<参考>「かわさきスポーツパートナー」は、本市にホームタウンを置くプロスポーツチーム又はトップリーグに所属するチームで、優秀な成績、継続的な活躍、知名度等を勘案し、本市の魅力発信ができるチームとして認定するものです。

2 認証要件(第2条)

(1) 本市を拠点にした競技活動を実施し、国際・国内大会等で良好な成績等の実績があること

ア 本市を拠点にした競技活動の実施	主な練習拠点・所在地が市内にあり、3年以上が経過している。
イ 国際・国内大会等において良好な成績・記録を収める等の実績	過去5年以内に世界選手権、ワールドカップ、オープン選手権等の国際競技別スポーツ競技会に出場した実績を有している。 過去5年以内に(公社)日本スポーツ協会の加盟団体による主要大会(日本選手権、天皇杯・皇后杯全日本選手権、日本リーグ等)に出場し、入賞した実績を有している。 (一社)日本トップリーグ連携機構の参加リーグ、(公財)日本プロスポーツ協会の加盟団体に所属している。

※1:ア・イいずれも必須

(2) 住民の参加・交流の促進、安全・安心なまちづくりの推進等が図られる地域活動を実施していること

ア 住民の参加・交流の促進	盆踊り、夏・秋祭り、フリーマーケット等の住民の参加・交流に係る取組を実施・支援しており、3年以上の実績を有している。 ボランティアによるスポーツ体験会・イベント等のスポーツ活動やラジオ体操、公園体操、食生活改善等の健康づくりに係る取組を実施・支援しており、3年以上の実績を有している。
イ 安全・安心なまちづくりの推進	交通安全啓発、防犯パトロール、防災訓練等の安全・安心に係る取組を実施・支援しており、3年以上の実績を有している。 被災者救助、救援物資の供給、避難場所の提供等の災害時支援に係る取組を実施・支援しており、3年以上の実績を有している。
ウ その他	道路・公園・河川等の清掃、花植えによる緑化等の美化活動や施設訪問、買い物代行、単身世帯への声掛け等の社会福祉等に係る取組を実施・支援しており、3年以上の実績を有している。

※2:ア～ウのうちいずれかが必須

(3) かわさきスポーツパートナー・かわさきトップアスリート以外のものであること

(4) 本市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと

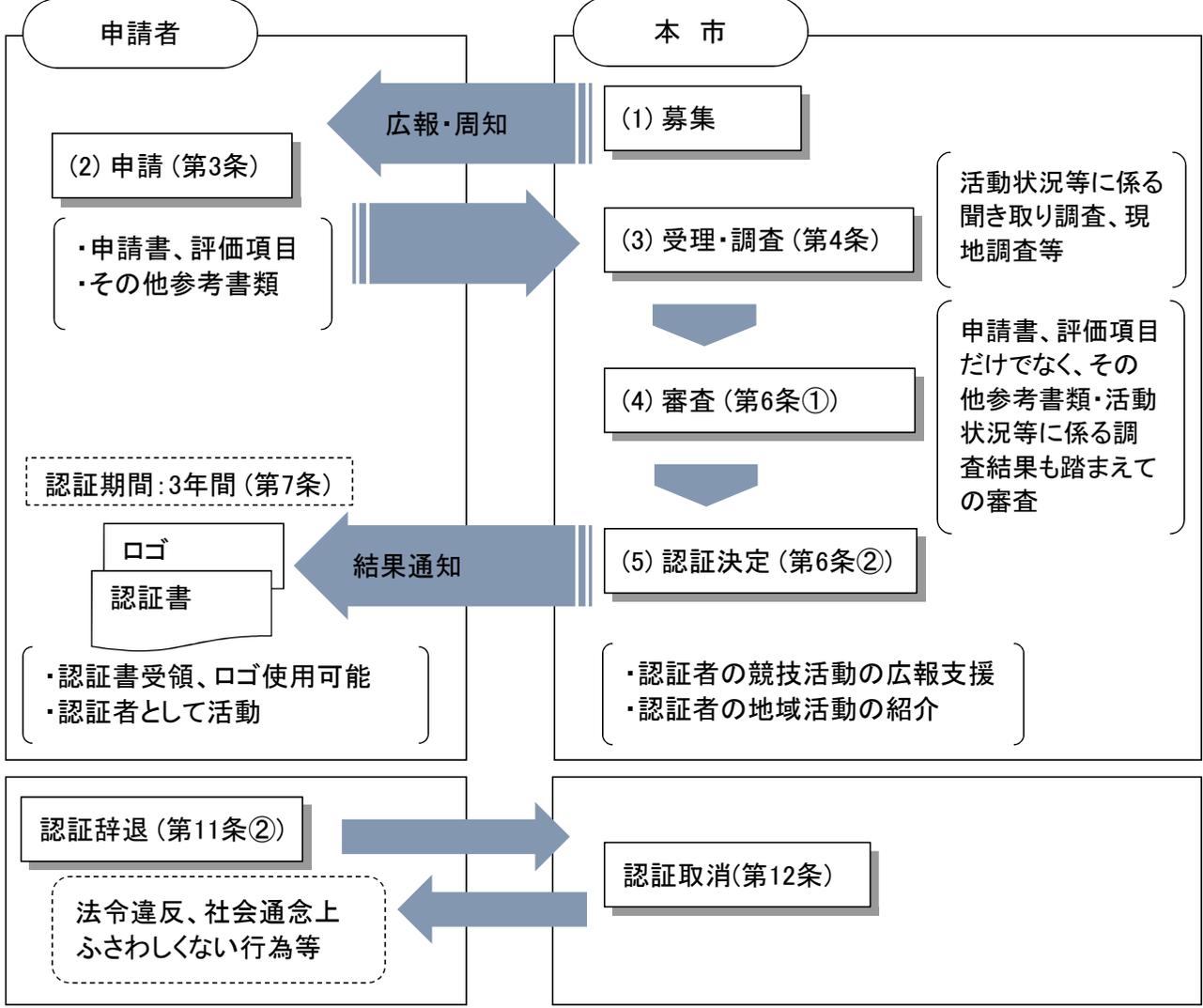
(5) 神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団の威力を利用した利益供与をしていないこと

(6) その他法令等に違反した重大な事実、社会通念上ふさわしくないと判断される事由がないこと

3 調査(第4条)

○申請があった際には認証要件を確認するために必要な調査ができるようにすることとし、申請者及び関係者等に対して聞き取り調査、現地調査を実施するほか、活動状況が把握できる書類の提出等を求めることとします。

4 手続(第6条)



5 スケジュール案

令和3(2021)年			令和4(2022)年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
要綱制定	募集/申請	申請受理/調査	審査/認証	○審議会 ★認証書交付 ★ロゴ提供	制度開始

※3:審議会(川崎市スポーツ推進審議会)

「(仮称) かわさきスポーツアンバサダー」認証制度実施要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ競技活動において良好な成績等を収めるとともに、地域活動にも積極的に取り組むスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)又はスポーツ選手の所属団体を認証することにより、本市を拠点にしたスポーツ競技活動及び地域活動に係る取組を促進し、地域全体が一丸となり、誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことのできる「スポーツのまち・かわさき」を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(認証要件)

第2条 「かわさきスポーツアンバサダー」認証(以下「認証」という。)の対象となるスポーツ選手又はスポーツ選手の所属団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市を拠点にしたスポーツ競技活動を実施し、かつ、国際・国内大会等における良好な成績・記録等の実績を有していること。
- (2) 本市の区域内において、住民の参加及び交流の促進又は安全・安心なまちづくりの推進等が図られる地域活動を実施していること。
- (3) かわさきスポーツパートナー等設置要綱(24川市ス第463号平成25年1月31日市民・こども局長決裁)に規定するかわさきスポーツパートナー又はかわさきトップアスリート以外のものであること。
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者ではないこと。
- (6) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(申請)

第3条 認証を受けようとするスポーツ選手又はスポーツ選手の所属団体の代表者(以下「認証申請者」という。)は、「かわさきスポーツアンバサダー」認証申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び「かわさきスポーツアンバサダー」認証評価項目(第2号様式。以下「評価項目」という。)に、その他認証を受ける上で必要な書類を添えて、市が定める認証申請期間内に、市長に申請するものとする。

(調査)

第4条 市長は、申請書及び評価項目を受理したときは、第2条に規定する認証要件を確認するために必要な調査をすることができるものとする。

2 市長は、前項の調査のため必要があるときは、認証申請者及び関係者等に対し、聞き取り調査又は現地調査を実施するほか、活動状況がわかる書類等の提出を求めることができるものとする。

(審査委員会)

第5条 市長は、申請書及び評価項目を受理したときは、「かわさきスポーツアンバサダー」認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を行わせることができるものとする。

2 審査委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 市民文化局長は、委員長を務め、必要に応じて委員会を招集する。

4 審査委員会の庶務は、市民文化局市民スポーツ室において処理する。

(認証手続)

第6条 審査委員会は、申請書、評価項目及び第4条の規定に基づく調査の結果に基づき、審査を行うものとする。

2 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、認証の可否を決定する。

3 市長は、認証の可否を決定したときは、速やかに、認証申請者にその結果を「かわさきスポーツアンバサダー」認証結果通知書（第3号様式）により通知し、認証を決定した認証申請者に「かわさきスポーツアンバサダー」認証書（第4号様式）を交付する。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。

(更新)

第8条 第3条から第6条までの規定は、認証の更新について準用する。

(認証者への支援)

第9条 市長は、第6条第3項の認証を決定した認証申請者（以下「認証者」という。）に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 認証者が「かわさきスポーツアンバサダー」と称することができること。

(2) 市のホームページ等を活用し、認証者のスポーツ競技活動及び地域活動に係る広報支援を行うこと。

(3) 認証者の地域活動の支援に資すること。

(取組状況の把握)

第10条 市長は、認証後の取組状況を把握するため、必要に応じて、認証者に対し、聞き取り調査又は現地調査を実施するほか、取組状況がわかる書類等の提出を求めることができるものとする。

(変更・辞退の届出)

第11条 認証者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「かわさきスポーツアンバサダー」認証者変更届出書（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名・名称
- (2) 代表者の氏名（スポーツ選手の所属団体に限る。）
- (3) 住所・所在地

2 認証者は、第2条に規定する認証要件を満たさなくなったとき又は認証の継続の意思がないときは、速やかに、「かわさきスポーツアンバサダー」認証辞退届出書（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第12条 市長は、認証者が第2条に規定する認証要件を満たさないことが明らかになったとき、前条第2項の規定による辞退の届出があったとき又は認証者として適当でないと認めるときは、認証を取消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、認証を取消すときは、その理由を付して、認証者に通知するものとする。

3 認証者は、認証の取消しを受けたときは、速やかに、「かわさきスポーツアンバサダー」認証書を市長に返納しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第5条関係）

委員長	市民文化局長
委員	総務企画局シティプロモーション推進室長
委員	市民文化局市民スポーツ室長
委員	市民文化局コミュニティ推進部長